

#### 議案第4号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の見出しを「（3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」に改め、同条第1項中「満たない子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第3項、次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「育児」を「3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭

裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第3項、次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項において同じ。）のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第9条の3第1項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第2項を次のように改め、同条を第9条の4とする。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合にお

いて、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第9条の4の次に次の1条を加える。

(超勤代休時間)

第9条の5 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和28年10月目黒区条例第14号)第16条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第1項若しくは第2項又は第5条第1項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日(第12条第1項において「勤務日等」という。)のうち次条に規定する休日(第11条の規定により割り振られた日を含む。)及び第12条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第12条第1項中「第3条第1項若しくは第2項又は第5条第1項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日(」を「勤務日等(第9条の5第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等、」に改め、同条第2項中「、代休日」を「、当該代休日」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 任命権者は、職員が前条第1項に規定する日常生活を営むこと

に支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

- 2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の4の次に1条を加える改正規定及び第12条第1項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の2第1項及び第2項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

(説明) 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行に伴い、要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限等に関する制度及び介護時間制度を導入するとともに、超勤代休時間制度を導入するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p><u>(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p> <p>第9条の2 任命権者は、3歳に満たない子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における<u>同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)</u>であって、<u>当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第3項、次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項において同じ。)</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、前条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p><u>(育児を行う職員の超過勤務の制限)</u></p> <p>第9条の2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、前条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>

2 前項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第3項、次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項において同じ。）のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員

2 前項に規定するもののほか、育児を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

の超過勤務の制限)

第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が

当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合に

において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育

児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（

職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（

職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養

員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （現行に同じ。）

（超勤代休時間）

第9条の5 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）第16条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第1項若しくは第2項又は第5条第1項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（第12条第

育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、配偶者又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

3 （省略）

1項において「勤務日等」という。）のうち次条に規定する休日（第11条の規定により割り振られた日を含む。）及び第12条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第12条 任命権者は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、勤務日等（第9条の5第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(介護時間)

(休日の代休日)

第12条 任命権者は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、第3条第1項若しくは第2項又は第5条第1項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、代休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第16条の2 任命権者は、職員が前条第1項に規定する日常生活を営むこ

とに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。